

2023 年 3 月期 KOMORI グループ英国現代奴隸法に関する声明

この声明は 2015 年に成立した英国現代奴隸法第 54 条に基づき、株式会社小森コーポレーションおよび関連子会社(以下、小森グループと記載)の現代奴隸及び人身売買の防止に関する方針および取り組みを開示するものです。

1. 小森コーポレーションについて

株式会社小森コーポレーションは印刷機械ならびに印刷関連機器、付属品の開発・製造・販売・修理加工を行っている機械メーカーです。国内外の主要な印刷会社や政府系印刷機関を主要な顧客とし、主に出版・商業・パッケージ用オフセット印刷機械、紙幣・有価証券用特殊印刷機械、印刷関連機器などを提供しております。2023 年 3 月現在で日本、北米、欧洲、中華圏、東南アジアなどで事業を展開し、計 41 の国や地域に拠点を保有、全世界の社員数は 2,567 名となっております。

企業/事業の詳細については、当社ウェブサイトをご覧ください。

<https://www.komori.com/ja/jp/>

また、当社は製品製造のために国内外のサプライヤーから素材、機械部品、電子部品、一部完成品等の様々な部品を調達しております。

2. 奴隸労働・人身売買防止に関する方針

小森グループでは、全従業員が遵守すべき規範として「KOMORI グループ企業行動憲章」を、全従業員に対する行動基準として「KOMORI グループ社員行動基準」を定めています。

「KOMORI グループ企業行動憲章」では、基本的人権の尊重を目的として以下のようない条項を定めております。

「私たちは、事業活動のグローバル化に対応し、各国・地域の法律の遵守、人権を含む各種の国際規範の尊重はもとより、現地の文化や慣習にも配慮し、当該国・地域の印刷文化・技術の発展に貢献します。経営トップは、本憲章の精神の実現が自らの役割であることを認識し率先垂範の上、社内ならびにグループ企業および取引先にも徹底します」

詳細は以下の WEB サイトをご参照ください。

<https://www.komori.com/ja/jp/sustainability/social/komori charter of corporate behavior.html>

また「KOMORI グループ社員行動基準」でも同様に、従業員の基本姿勢として人権の尊重を明確に定めています。

3. 奴隸労働・人身売買防止に関する取り組み

入社時に社員に対し「KOMORI グループ企業行動憲章」および「KOMORI グループ社員行動基準」を記したパンフレットを配布し、人権尊重を含む規範や基準の遵守を徹底しております。

また、日本国内の KOMORI グループ各社において内部通報制度を整備し、グループ従業員や派遣社員向けの相談窓口を設定しております。

4. 教育・研修

日本国内の小森グループ会社では、従業員に対するコンプライアンス研修を毎年実施しており、その中でいかなる事由による人権侵害、差別を行わないことを従業員に対し周知しております。2023 年 3 月期では 1,709 名の従業員が研修済です。

本声明文は 2024 年 2 月 29 日、当社取締役会にて報告されました。

2024 年 2 月 29 日

株式会社小森コーポレーション

代表取締役社長

持田 訓